

33234
1024

獨逸企業家論

東方問題研究所調査部編



0022562-000

332.34-T024ウ

独逸企業家論

東方問題研究所調査部

昭和17

ADC



資料

獨逸企業家論

調查部

東方問題研究所

332-34
To 24

獨逸企業家論

調査部

はしがき

ドイツでもマルキシズムの影響は深刻なものがあつた。といふのは、かつてテールマンを首領とするドイツ共産黨はソ聯のそれに次いで世界第二位を占めてゐたからである。従つて、ドイツに於ても生産に従事する人々を企業家と労働者とは二分するけれども、而かも生産者として労働者だけしか認めないといふ様なマルクス主義的な考へ方が一般化してゐた。そして企業家は全く労働者の搾取者としてのみ認められる傾向にあつた。

また同時に企業家は、金融資本のためにも非常な苦境に立たされてゐた。周知の通り、ドイツでも資本の集中が行はれ、コンツェルンやトラストから企業家は壓迫され、生産の舞臺から無理矢理に押しつけられてゐた。

斯様にして、ドイツの企業家は一方では労働者から、他方では金融資本家から挾撃された許りでなく、さらにまた次の様な事態が発生するに及んで、全くその存在を否定されるかに見えた。といふのは、斯様な双方からの壓迫の結果ドイツの民衆は遂に、中世紀に於けるツンプト的經濟に復歸するのをもつて良策と考へ、これを憧憬するといふ様なことになつた。斯うなれば、もはや企業家などといふ近代的職業人の存在は否定されるより外はないのは明白であつた。

ところが、一九三三年のナチスの政權獲得と共に、事態は全く文字通りに急變してしまつた。換言せば、ドイツ企業家の地位は、斷然高く評價されると共に新らしい重要な役割が彼等に賦課されるに至つたのである。彼等の行為、彼等の業績は新らしき繁榮を目的とする全國民のすべての勤勞のうちに



あつて、特に高く評價される様になつた。

實際ナチス政權獲得の後に於ては「労働力の供給者」とか「労働力の雇傭者」とかいふものは現實的になくなつたと云はれてゐる。只僅かに斯ういふ文字は、租税納入の場合とか電車の回数券の購入の場合などに使用するだけだと言へ云はれてゐるのである。従つてドイツに於ては從來の如き對立といふか、或は労働者の企業家壓迫といふかこれに類するものは先づ非常に稀薄になつて來てゐることは事實である。かのフンケ氏は次の如く述べてゐる。「我々はこの兩階級間の舊い緊張的對立が未だ全く消滅され得てはゐないといふことを見逃す考へはない。夫々の階級に正當を言ひ分がある間は、この對立は決して消滅しないであらう。而し大體に於て、企業家も労働者も共に指導者とその隨從者として國民生活の中に組織變へされかけてゐると云つてよい。ナチス黨の教育啓蒙運動は、この兩者を愈々緊密に相互的に結びつけるだらう。立法及行政の當事者も實現を欲する一方或は他方の尤もな要求を充分に知つてゐるし、就中經濟的發展は労働者にドイツ労働者の決定的な重要な意味を納得させるといふ間接的なことすら遂行して呉れるだらう。」そうなる、企業家の地位、意義及役割も亦正當に認識されて來る。以下企業者を中心にして、ドイツ戰時經濟の理念を検討して見やう。

(一) ドイツ企業家の條件と役割

一體マルキシズムは何處でも同じことだが、企業家の任務なるものを、こともなげに否定してゐたことは周知の事實である。ドイツでもマルクス主義者は、近代的經營に於ける資本なるものは間斷なく益々人格的な個性を排除すると共に、企業家なるものも亦單なる搾取者たる以外何物でもないといふ曲論を吐いてゐた。然し乍ら、勿論ナチスはこの見解に眞向から反對した。

ナチスの企業家論は、先づドイツに於ける古來の企業家の功績を認めるこ

912
30
E

とから出發する。先きのフンケ氏は次の如く之を述べてゐる。「一體過去に於てはドイツの企業家のあげた國民經濟的業績は常に偉大であつたことは争はれない。何故ならば、彼等はは大工業の工場を創設したし、また一八七五年から一九二五年までの間に、工業關係、貿易關係及び交通關係の諸産業に於ける就業労働者の數を三倍にも増加させる原因をつくつたからである。殊に偉大なのは彼等所有の工場であつた。恐らく約二千萬の人々が都市に流入しそこで労働とパンとを見出し得たのは、實に彼等企業家の功績であり、指導であり。給付そのものであつたのである。従つて、若し彼等が居なかつたらば、これらの離郷労働者は恐らく海外に放浪し去つたであらうし、また全然生れても來なかつたであらうと考へられる。」

フンケ氏は斯様にドイツ企業家の從來の功績を認めてゐるのであるが、勿論斯様な企業家中心の經濟的發展には色々な缺陷が附隨して生れてゐた。それは非常に偏つた經濟的發展であつたのである。だが、それもフンケ氏の云ふ如く、決して企業家自身の罪ではなかつたと云へる。何故ならば、企業家をして斯様な經濟的發展をなさしめたものは、實に在來のドイツに於ける政治そのもの、所行であつたからである。

ともあれ、斯かる功績あり又斯かる能力のあるドイツ企業家に對しては、一九三三年以降新らしい役割が課せられたのだが、その前に先づ彼等に對しては新らしい條件と制約とが前提された。

先づ第一の條件は、ドイツに於ける企業家はすべてドイツ人たることを必要とするといふ條件である。企業家はドイツにあつては、彼が非常に巨額の投資々本をもつてドイツ國民と密接に結びつけられてゐるといふ様な點、或は何時でも他國と比較してドイツが優つてゐるからこの國の國民と密接に結ぶといふ様な觀念などに支配されてはならない。彼は正に指導者——政治的經濟的指導者の諸政策に服従するといふ義務をもち、そして衷心からドイツ國を熱愛するといふ眞のドイツ人でなければならぬ。従つて、ユダヤ人と

か外國人とかは、ドイツ國內に於て企業家たるの地位を得ることは出来ないのである。

第二にはドイツの企業家は、労働が一國民をして偉大ならしめる原因であるといふ、眞に労働の國家的、國民的價値を理解し、これを信念として把握してゐなければならぬ。また同時に企業家は、労働は經濟の基礎であるといふ國民社會主義の見解に對して特殊の理解をもつてゐなければならぬ。何故ならば、彼及び彼の祖先が實に企業家として存在してゐるのは、殆んどすべての場合その労働と勤勞を通じて現はれたものであるからである。企業家の存在も亦労働の成果に外ならないのである。従つてドイツの企業家は、單に投資々本を所有するといふだけでは不充分であつて、労働に對して根本的な適確な觀念を把持してゐることが不可欠の條件なのである。

第三にはドイツの企業家は、一つの内面的な理解をもつ必要がある。それは經營或は事業の指導者と、そこに労働するところの隨從者とは、ともに一體たるものであるといふ考へ方である。何人にも理解できる様に、戰爭なるものは兵士だけでは勝利を獲得できない。矢張り指導者たる指揮官が必要である。然し乍ら、それにも拘はらず、戰勝は矢張り兵士の服從觀念がなくては得られないといふことも眞理であらう。事態は全くこれと同じである。なるほど、隨從者としての労働者は決して工場を創設するものではない。彼は労働するものである。けれども、その工場が偉大なる仕事を仕上げるには如何しても、その工場に於ける指導者と労働者とが一體化せねばならない。兩者の間に對立があつてはならない。對立ではなく、一體化は一全體の觀念が支配してゐなければならぬ。工場に於ける只一人の労働者と雖も、ドイツ經濟の支柱をなすものだといふ理解を、現在のドイツ企業家はもたねばならない。

第四にはドイツの企業家は國民社會主義が何たるかを理解する必要があるといふことである。現に彼等は既に數年に亘つてナチスの國民社會主義政策を體驗して來てゐるのであるが、その經驗からして彼等は、ドイツ經濟の異常なる發展は、政府の安定と政治的指導の適確とに原因してゐるといふことを理解せねばならない。即ち、ドイツ企業家は企業なるものは只單にそれだけの範圍内では如何ともなし得ない限界があるのであつて、これを殷盛ならしめるものは政治であることを理解するが重要な前提條件であるといふのである。

そこで、現在ドイツ企業家に課せられた制約は、次の四つである、第一は彼がドイツ人であること、第二は彼が労働の眞の意味を把握すること、第三は企業家労働者が一全體たることを理解すること、そして第四には政治——全體的ナチス政治と經濟の關聯を理解して政治的指導の意味を捉へることがそれである。彼つて、ドイツ企業家は誰れてもよいと云ふわけのものではない。彼等には一定の條件と制約とが賦課されてゐるのである。この條件と制約との上で、ドイツ企業家には次の如き役割が要請されるわけである。

先づ第一にドイツ企業家は、計畫者或は發案者の役割を帯びる。と云つてそれは技術的方面に於ける計畫乃至は發案の役割ではなくして、文字通りに經濟的意味のそれである。一體企業家の任務は、生産を構成するといふことである。そして、この任務を完全に遂行するには、立派に一つの全人格を必要とする。その任務はそれだけの重要性をもつてゐる。最初の技術的試みて經濟的大生産が容易に形成されるのではない。この兩者の間には、相當の距離があるし、またこの兩者を相關聯せしめるにはこれまた相當の困難が存在してゐる。だから、この兩者の間の距離と、兩者間に伏在する困難とを知るものだけが、ドイツ企業家にとつてどんなことが彼の任務になるのかといふことを知つてゐるのである。

そこで、企業家の任務は最大の生産をあげ得るやうに、先づ經濟的な方法を計畫し發案するといふことになるわけである。これが、彼の重大なる役割に外ならない。かの第一次歐洲戰爭勃發直後に於て、重大なる經濟的問題即

ち戦時大増産の問題が起きた當時、ラウテナウは戦時會社を設立してこの問題を解決しやうとしたのだが、遂にこれに失敗せざるを得なかつた。といふのは、この計畫は單なる計畫でしかなく、この戦時に於ける生産機構に共同體的思想と共同體的行爲とを吹き込むことをしなかつたのである。これが失敗の原因であつた。従つて今日のドイツ企業家は、國民社會主義的觀念の把握の下に樹立した共同體的思想と行爲とを含んだ綿密周到なる計畫又は立案をなして、大増産を實現するといふ任務、役割をもつてゐるのである。

第二には、ドイツ企業家は所謂發見者としての役割をもつてゐる。即ち、力と決意と勇氣とをもつて一切の困難を排除し、世界到るところに先驅者として新しい市場を發見し開拓し、或は出来るだけ忍耐して従來の市場にドイツ國旗を打ち立て、置くのが、ドイツ企業家の任務である。また國內に於ても新しい需要を發見し、その需要を充足せしめるといふのが彼等の任務である。従つて、ドイツ企業家の役割は、先づ國の内外を問はず、すべての需要を發見するといふこととてなければならぬ。

第三には、以上二つの役割を果すには、ドイツ企業家はさらに、指導者及び組織者としての役割をも帯びなければならない。何故なれば企業家が同時に指導者であり且つ組織者であるとすれば、それは結局ドイツ労働者の個々の能力を最高度に高める許りでなく、それと共に一般ドイツ國民の能力をも高めることになるからであつて、それこそドイツ企業家の眞の姿と云はねばならない。

第四には、ドイツ企業家は教育者たるの役割をもつ。一體ドイツ企業家の給付なるものは、彼がその經營する全企業家に於て、非常に經濟性と節約性と熟練性とを發揮し得るか否か、換言せば彼が企業に於ける教育者或は傳育者或は育成者であるか否かによつて左右されるのが常である。勿論企業者が教育者たり得ることは、經營が順調に行つてゐる場合には決して困難ではないが、そうでないときには非常に困難である。自己の企業經營を自力で支へ

つゝ、尙ほナチス的共同體觀念を保持して行くことは決して容易ではない。だから、ドイツ企業家は結局、辛抱強い教育者としての役割をもつてゐるのである。

一體よく人々は企業家を經濟に於ける「指揮官」であると云つてゐる。勿論經濟界に於ける企業家と労働者——即ち指導者とその隨從者とは、軍隊に於ける指揮官と兵士との關係の如くに同一の名譽と同一の精神とを通じて密接に結びつけられてゐなければならない。然し乍ら、この場合は軍隊に於ける指揮官と兵士とは經濟的顧慮の境外に置かれてゐるのに、企業者とその隨從者の何れも自ら經濟的自立のために苦勞し努力しなければならぬこと、そして何人もこの苦勞を取り除くことは出来ない、といふことを忘れてはならないだらう。従つて企業家とその隨從者にあつては、經濟上の自己責任と獨立生計といふことが重大問題であつて、これが危険に陥入ると企業全體が瓦解して了ふのである。それ故に、企業家の目標は安全第一主義である。企業家は先きにあげた色々な役割を帯びざるを得ないのだが、結局に於ては此の經濟安全第一主義のために、それらを第二義的なものにする傾向は免れれない。しかしそれでは、ドイツ企業家なるものは、現在ナチス政權下に於て何にも獨特の存在となることは出来ぬ。それは従來の企業家から一步も前進してゐない許りでなく、況んや蟬脱などしてゐるわけではなくなる。

ところが、そうではないのである。従來の觀念からすれば、企業家なるものは前述の通りに、一つの經營をやり同時に危険を負擔するものと考へられてゐるのであるが、若しもそうなれば企業家は單に所謂私的企業家とのみ解釋されるわけである。そうすれば、根本原則としては國家經營の企業は、企業の中に這入らぬことになる。これは現在のドイツとしては採らぬところである。また單に私的企業家のみをもつて企業家なりとなすならば、そして損失の危険を全部的に負擔するといふ性質を特に強調するときには、法律上の關係や何かが入り込んで來て、企業家らしからざる色々なものが入つてくる

に違ひない。そこで、現在ドイツで企業家と呼ばれてゐるのは、何等法律上の組織と結びつけられてゐるのではなくして、實に企業を指導し、これを構成して行く一つの人格といふに歸するのである。従つて企業家なる人格は大小何れの企業に於ても、また公私何れの企業に於ても見出さるべきものとされてゐる。されば、ドイツに於ける企業家なるものは、その企業家の名前を冠した何々商會とか何々會社などのみではなく、従つてまた危険の負擔を自分自身が全面的に負擔するもの、みではないのである。企業家なるもの、もつ意味は、現在ドイツに於ては非常に廣く解釋され從來の觀念をもつて測定することは出来なくなつてゐる。そして、この新しい觀念を捉へれば、企業家の新しい役割——先きには四つ述べたが此の役割を理解することが出来るのである。

(二) ドイツ企業家の道

ところで、ドイツに於ける企業家なるものは上述の如く規定され、また上述せる如き條件の下に、色々な役割を帯びてゐるのであるが、次の問題は實際に彼等は如何なる道程にあるのであらうか？

フンケ氏は先づ次の如く云ふ「一體ドイツ國內には、彼等に課せられた色々な任務や役割の解決に到達し得るための才能、意志及經驗をもつ多くの人々に不足してゐるわけではない。」即ちドイツにはナチス政府から與へられた重要な役割を果すに足るだけの多くの企業家があるのだが、然しフンケ氏はこれに續けて、残念乍ら今日までそれが充分に利用されてゐなかつたといふ。何故なれば、彼はその理由としてドイツ國領域の狭小性をあげてゐたのである。

尤も今日ではドイツの領域は、戦前に比べて驚くべきほどの膨脹を示してゐるのだが、戦前では非常にドイツ企業家の活動を妨げたのであつた。そこでフンケ氏も一ドイツ經濟の運命、従つてまたドイツ企業家の將來は、今日

に於ては實に國民社會主義國家の手中に握られてゐる。この國家の強大こそそれらの擁護と跳躍とを意味する」と云つてゐたが、既に現在では多くのドイツ企業家が國家から擁護され飛躍的に活動してゐる。従つて、この國土狭小と企業家との間の問題は解決されたものと見てよいだらう。

次は私的企業家の問題であるが、これに就いては些さか詳しく誌して見やう。
ドイツの現状を見ると、誰れでも疑問に思ふことは、一體あの様に國家自身が企業に進出して之れを處理してゐる限りは、ドイツの個人的企業家は如何してゐるのか？ 彼等には一體どれだけの企業範圍が残されてゐるのか？といふことであらう。

周知の通り從來の自由主義經濟政策の下に於ては、國家の經濟への進出が極度に阻止されたのであつた。即ち個人が經濟に進出するのは勿論よいのだが、國家が經濟に進出すると多くの非難が放たれた。國家は經濟を指導するのは止むを得ないとしても、自ら經濟に進出するなどは決して許されないものとされてゐたのである。

だが今日では事態が變つてゐる。今日では、國家が通例經濟界にその管理者として、また清算者として入りこむことは決して不都合ではないとされてゐる。だがまた、國家が只單に私經濟の間に立ち交つて競争者として動くことは絶対に否定されねばならぬとされてゐる。そこで、次の如き結論が得られる。「一體經濟を指導するものは政治であるが、その政治なるものは國家そのものではない。國家は個人と同様に政治の一手段に外ならない。だが政治の任務は、國家と個人が經濟に於て如何に行動するか、その區別と範圍とを決定することである。」換言せば、政治が經濟に優越する、經濟のために有利でも政治にとつて不利なれば、すべては排除される。一切の經濟——ここに問題とするところの私的企業の問題も——は、政治の觀點から處理される。

そこで斯様な觀點に立つと、私的企業は一體如何に見られるのが至當であらうか？

一體この世の中に於けるすべてのものが、個々人の人力を通じて作られたものであることは争ふべからざる事實であるから、問題は企業の形態ではなくて企業人に在ることは云ふまでもない。これは全く自明のことであつて、指導的な企業家は實に外觀的な企業形態よりも遙かに、人の世にとつて重要なものであつたことは歴史がこれを充分に示して來たところである。

ところが、人は官吏は企業家たり得ないと云つてゐる。そして、其の理由として次の如きものが擧げられてゐる。「(一)周知の通り企業家は冒險度胸によつて仕事をやる。彼は企業と離るべからざる不時の損失を念頭と計算に入れて、市場の操作やその他を通じて利潤獲得を目標に仕事をやるのである。(二)ところが官吏はそうではない。企業家の仕事と官吏のそれとは全く相違してゐる。官吏にとつては、當面の仕事の可能性を念入りに吟味することの方が、迅速なる決断よりも遙かに重要なのである。慎重な熟慮と四角四面的な行爲とが官吏の根本條件である。」(クルト・ワイデンフェルト「資本主義と官僚群」)

然し乍ら、ドイツに於ては、斯様な見解に賛成してゐない。この國では先きにも述べた様に、企業家と官僚といふ様に、人の間に差別を設けず才能如何によつて之を判断してゐる。殊にドイツに於ける官僚の多くは、既に多才多能のものが多く、徒らに慎重行動のみ没頭してゐるものは少ない。而かも、國家があつた様に急激に變化して來たので、多くの企業もドイツ官僚の手によつてなされたものが多く、従つてまた彼等もこれによつて多大の經驗を積んでゐるものと見てよい。だから、ここにある企業が未着手の儘に存在する場合には、政治家は先づ之れを公私何れの企業家に委ねるべきかを決定するのである。

いま次に、一九二九年から一九三六年までの間に投資された企業資本を公

私別に分けて検討して見やう。

年 別	總投資額(百萬ライヒ)	公企業%	私企業%
一九二九	一二七八六	六四・七	三五・三
一九三〇	一〇三七二	六四・四	三五・六
一九三一	六四三八	六一・七	三八・三
一九三二	四二二五	六三・八	三六・二
一九三三	五〇六四	六三・九	三六・一
一九三四	八一八六	六九・一	三〇・九
一九三五	一一〇〇〇	七一・〇	二九・〇
一九三六	一三五〇〇	六九・〇	三一・〇

この表を見ると、ドイツ企業の大勢が分る。

先づ第一に、ナチス革命の前年即ち一九三二年は、企業投資額も最低を示してゐるが、これは實に破産に類した共和國ドイツが如何に悲惨なものであつたかを語るものであらう。そしてまた一九三三年以降、投資額が急速に増大してゐることも分かる。これは、第二段の公企業投資%が一九三四年には六九・一%へと急増してゐることから見て、國家經營の企業が増大したことを意味するのであらう。

第二には、公私兩企業の比率が大して變化してゐないといふことが分かる。殊に此處で問題としてゐる私的企業に投下された資本が、大して低下してゐないことは極めて明瞭である。勿論公企業の増大につれて私企業に於て資本投下の率が減退してゐることは事實だけれども、私的企業が殆んど認められず、その許可された範囲が非常に狭小となり、ドイツ企業界は殆んど國家企業によつて獨占されてゐるなどと云はれてゐる風評が、眞でないことは單にこの表を一見するだけでも分かる。

斯様にして、ドイツに於ける私的或は個々の企業家の活動範囲は、尙ほ充分に残されてゐるのであるが、その活動範囲と密接な關係にある營利の問題

は如何なつてゐるのであらうか？

以前ドイツに於ても、國家は經濟的に行動することは不可能である。何故ならば、個々人の創造的力は實質的な營利活動によつて左右されるものだからである。云はれてゐたが、しかしこの説明は今日では薄弱になつてゐる。即ち、國家は營利的活動をなすことをもつて不適當としてゐるのだから、この活動によつて惹き起される創造的力を發揮することは出来ない。即ち經濟行爲は出来ぬといふのであつた。

然し考へて見ると、經濟行爲に於て大切なのは營利活動だけではないし、またこれよりも遙かに重要な勤勉、労働の喜び、發明的精神、技術的才能や先見の明などがあるのである。そしてまた、この經濟の發展とか或は經濟的給付とかいふものがすべて此の營利的活動によつて左右されるといふ考へ方は、實に既に早くも經濟關係の多くの人々を、單に例の「經濟人」として孤立せしめた時代に於ける考へ方であつて、文字通りに舊式な時代錯誤的な考へ方とされてゐる。その證據には、例のアルフレッド・クルツ氏が次の如く労働者に向つて語つたことがある。

「私は極く僅かな人數で仕事を始めたが、彼等労働者は大儲けをやり、私よりも裕福に生活した。かくて心配と勞苦とに満ちた殆んど二十五年に近い労働が續いたのであつたが、私が漸くにして大多數の人々を雇傭するに至つても、尙ほ私の財産と稱すべきものは、今日鑄鋼工場で働らいてゐる多くの労働者をもつてゐる財産よりも遙かに少なかつたのである。」

このアルフレッド・クルツ氏の述懐によつても分かる様に、本當のドイツ企業家、模範的なドイツ企業家は最近の十數年間に於ては少くとも、投機的な或は専ら營利的な誘惑から立派に身を引いてゐたことが分かる。それは丁度眞のドイツ労働者がマルクス主義の誘惑を拒絶したのと同様であつたのである。或る一つの古い傳統をもつ經營に於ける企業家と労働者との間の緊密なる關係は、容易に他から來る誘惑によつては崩壊しないことが分かる。

またヒットラー總統も、かつてドイツ國有鐵道百年記念日に次の如き演説を行つた。一ドイツ國有鐵道は、私的資本主義的方針の要求に對して——即ち營利第一主義に對して、一つの警告を與へてゐる。それは、人は私的資本主義的な傾向と同じ指導とを缺いても、立派に共同體的企業を遂行し得るといふことである。一

かくして、現在ドイツに於ては、次の結論が與へられてゐる。即ち、公的企業と私的企業とは決して相對立し反撥するものではなくして、兩者ともに必要缺くべからざるものであり、兩立するものである。ナチス政府は私的企業を絶滅するといふ考へもなければ、また逆に公的企業を私的化するといふ考へもない。ナチス政府は結局ドイツ國內に於ける企業そのものを、給付と公益——換言せば利潤と國家社會の福祉といふ二つの目標に向つて、指向せしめ活動せしめるわけである。營利一點張りでもなければ、公益一點張りでもない。相當の弾力性ある企業對策がナチス政府のそれである。

従つて、ドイツに於ては個人的な創造力のあるところは、これを自由にしこれに干渉してはならないとされてゐる。個々人の判断と意志、即ち個々人の責任の下に企業を開始し且つ遂行せんとするものは、如何なるものからも抑壓されるべきではない。然し乍ら、斯様な私的企業と雖も、一度それが邪道に入り全體主義國家の諸原則に背反するといふことなれば、それはまた別問題である。然しそうでない限りは、私的企業には充分残されたる自由と範圍があるわけである。

それ故に國營の問題も、次の様に解決されてゐる。即ちドイツに於ては、國營化され得るところの企業が國營化されるのではなくして、實に國營化されねばならぬ企業が國營化されるのである。

ところで、今後ドイツの企業は如何なるであらうか？

先づ第一に次のことは極めて明瞭である。それは、何人と雖もドイツの企業家に對して世襲的な相續的な地位を保證しないといふことである。これは

誰れでも理解し得るところであつて、この問題は實にドイツ國民全體の將來に關係するものであり、且つまたそれはドイツ企業家自身、強靱性に依存するものである。即ち「ドイツ國民が將來非常に發展して、現在まで押し込められてゐた日陰げから、日當りのよいところに押し出されて來れば、ドイツの企業家も亦往年の如く再び發展して相續的な地位を獲得できるだらう」とフンケ氏は述べてゐる。また、ドイツ企業家が過去に於て偉大なる功績をあげたのは、營利活動よりもむしろ如何にして生産を擴大するかといふ點に努力を集注したからであるから、今日に於ても企業家がこの點に留意すれば、例へばアルフレッド・クルツの如くに、その企業を強靱なものとなすことが出來、従つてまた世襲的な地位を獲得することが出來る、といふのである。

第二には、ドイツの私的企業家はドイツ現在の戦局發展につれて、益々占領地域方面に進出することは疑ひのないところであらう。先きのベルリン電報も、占領地域——尤も或る一定の時期を経て相當の程度まで治安を回復した地方ではあるが——に於て、多くの企業は主として私的ドイツ企業家に委ねるといふことを傳へて來てゐるのを見ても分かると思ふ。

第三には、ドイツ企業家がナチス政府より多年鍛鍊されたところの性格、従つてまた企業に對する考へ方は、今後益々強化され固定されるであらうと云ふことである。殊にヒットラー總統が賞讃して止まないクルツ氏の如き企業觀念は、今後益々一般化する様に、政府によつて努力されるであらう。要之、ドイツ企業家は全體主義國家ドイツに於ける企業家の型であり、勿論皇國日本に於ける企業家の型とは大いに相違するところがあるが——勿論それが至當なのだ——同時に我々にとつても大いに参考となるべき點が少くないと思はれる。

東方問題研究所創立趣意

大東亞共榮團の建設を目標として政治、經濟、産業、文化及び國民生活の各部門に互り、新情勢に對應すべき諸般の調査並に研究を行ひ、その成果を擧げて時務に貢獻し、國家に裨益せんとして東方問題研究所を創設するものである。

今や世界經濟の進行は過去におけるが如き、有無相通する國際相互依存關係を徐々に或は急激に變革し、如何なる國と雖も好むと好まざるとに拘らず、自給自足經濟、又はブロック經濟の形體を取らざるを得ざるに至つた。

日本も亦聖戰四年、物資の需要益々切なる時機にあたり第二次世界戰爭による歐洲貿易の杜絶、更にアメリカの對日禁輸は日本をして飽くまで自給自足經濟の確立、或は實力による大東亞ブロック經濟の建設を断行しなければならぬ事態に發展せしめた。従つて國際經濟に依存せる過去の物動計畫、國防計畫、貿易政策は根本的に再編成の必要に迫られてゐる。こゝに於て東方問題研究所は普く斯界の權威、エキスパートを網羅して、國策に順應する研究調査をなし、東亞新秩序建設の實踐に資せんとするものである。(昭和十五年十一月設立)

東方問題研究所規約

- 第一 名 稱——東方問題研究所ト稱ス
- 第二 目 的——大東亞共榮團ノ主眼ニ即シ、新情勢ヲ促進指導シ、大東亞ノ新秩序建設ニ必要ナル政治、經濟、社會、文化等ノ調査研究ヲ行ヒ、ソノ結果ヲシテ政治、經濟的施設ノ實踐ニ資スルヲ旨トス
- 第三 事 業——調査、立案、出版ヲシ、又講演會、座談會、研究會等ヲ開催ス
- 第四 事務所——東京市赤坂區清洲町三〇番地ニ設ケ
- 第五 役員——理事長、理事、評議員ヲ置ク
- 第六 研究部ノ編成
 - 1. 調査事務——理事長、常任理事、若干名ノ調査研究員ヲ置ク
 - 2. 部門別研究委員會——政治、經濟、外交、産業、社會、農林、文化等ノ諸部門ニ研究員會ヲ設ケ、所外ノ志ヲ同ウスル者ヲ委員ニ選任ス
- 第七 會員——本會ノ主管ニ賛同シ理事會ノ承認ヲ得タルモノヲ以テ會員トシ、會員ヲ普通會員、維持會員ノ二種トス



要本控

917	第	303	號	年	月	日
論 泉 業 企 逸 獨						
						冊
備 考						

普通會員——會員ハ會費トシテ年額三十圓ヲ納付スルヲ要シ、本會發行ノ諸文獻ノ配
布ヲ受ケ又本會主催ノ研究會、講演會等ニ出席スルコトヲ得
維持會員——特ニ本會ノ維持、發展ヲ助ケルモノニシテ年額百圓以上納附セル者ハ本
會ニ特別關係ヲ委囑スルコトヲ得（但シ實費負擔）

- 第 八 條 總會、理事會、各該委員會ハ年一回之ヲ開催ス
臨時總會ノ必要アリト認ムルトキハ理事會ノ議ヲ經テ臨時之ヲ開催ス
理事會ハ定期總會ニ於テ之ヲ選任シ任期一ケ年トス、但シ再選ヲ妨グズ
常任理事會ハ理事會ニ於テ互選シ本會ノ會務ヲ執行ス
各該委員會ハ會員中ヨリ理事會ニ於テ選舉シタル委員ヲ以テ之ヲ組織ス
委員會ノ細則ハ理事會ニ於テ定ム
- 第 九 條 會員及會友ノ會費並ニ寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第 十 條 計——理事會ノ議ヲ經テ毎年一回總會ノ承認ヲ受クルモノトス
- 第 十 一 條 則——會員ニシテ本會ノ主旨ニ關ハザルモノアリト認メタルトキハ理事會ノ議ヲ
經テ之ヲ除名スルコトアルベシ

33234
1024

昭和十七年六月二十八日印刷
昭和十七年六月三十日發行

(代贈寫)
(非賣品)

發行人

東京市赤坂區溜池町三〇番地
齋藤直幹

印刷人

東京市芝區南佐久間町一ノ七
中川二郎

印刷所

東京市芝區南佐久間町一ノ七
研文社

發行所

東京市赤坂區溜池町三〇番地
東方問題研究所

電話赤坂(48)二〇〇七七番
出版文協會員番號二〇〇一七番
印刷發行承認番號一〇〇八四

